

令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務

2 業務の目的

本県においては、少子化の大きな要因の一つである、未婚化・晩婚化が進行する中、結婚したい人の希望を叶えるため、結婚支援の拠点として「とくしまマリッジサポートセンター（以下「マリッサとくしま」という。）」を設置し、きめ細やかな支援を実施している。

結婚に対する意識や出会いのあり方が多様化する中、若年層の意識の変化や民間の結婚支援事業者の取組実態等を把握するとともに、マリッサとくしまを主軸とした本県の結婚支援事業について検証することにより、行政の担う効果的・効率的な結婚支援等について検討し、新たな政策立案につなげることを目的とする。

※マリッサとくしま概要

【基本情報】

- ・場所：アミコビル東館7階（徳島市寺島本町西1丁目5番地）
- ・開所日：月・火・金曜日、土・日曜・祝日
- ・開所時間：（平日）正午～午後8時、（土日祝日）午前10時～午後6時

【事業内容】

- ・マッチング（1対1のお見合い）（会員登録料1万円／2年間）
- ・イベント等（複数人での出会いの場）
 - ※登録について年齢制限、所得制限等なし
- ・セミナーの実施
- ・応援企業・団体、協賛企業・団体との連携
- ・個別相談会 等

【マリッサとくしまURL】

- ・ <https://www.msc-tokushima.jp/>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4 委託業務の項目

- (1) 出会い・結婚等に関する意識調査
- (2) 民間結婚支援事業者の取組実態調査
- (3) 公的統計等の調査・整理
- (4) 分析報告書及び調査結果概要版の提出

5 委託業務の内容

(1) 出会い・結婚等に関する意識調査

ア 調査対象者

- (ア) 徳島県内在住の男女（20～49歳以下）（未婚・既婚、子の有無を問わない。）
- (イ) マリッサとくしま会員（20～49歳以下）
- (ウ) マリッサとくしま協賛企業・団体の従業員（20～49歳以下）
- (エ) マリッサとくしま応援企業・団体、協賛企業・団体の担当者
- (オ) 市町村担当者

イ 抽出方法

上記ア（ア）については、受託者において対象者を抽出し、調査票の作成及び配布・回収を行うこと。また、上記ア（イ）～（オ）については、県で対象者の抽出及び調査票の配布を行うこととし、調査票の作成及び回収は、受託者において行うこと。

ウ サンプル数

上記ア（ア）からの有効回答数を200サンプル以上とし、可能な限り多くのサンプルを集めること。また、20代・30代のサンプルを優先的に確保すること。

なお、上記ア（ア）～（ウ）で有効回答数500サンプル程度を想定している。また、上記ア（エ）については100サンプル程度、上記ア（オ）については、県内全市町村を想定している。

エ 調査方法

WEBアンケート

オ 調査項目の設定

調査項目は、業務の目的に合致した有効な回答を導き出せる事項とし、アンケート調査の項目について、受託者において素案を作成し、県と協議の上、設定するものとする。

(ア) 設問数

- ・上記ア（ア）～（ウ）：約30問程度
- ・上記ア（エ）、（オ）：約10問程度

(イ) 想定される主な調査項目

- ・結婚観やライフデザインに関する事項（結婚意欲や現在の婚活状況、障壁等）
- ・出会いの手段及び民間サービスの利用実態（出会いのきっかけや利用理由等）
- ・マリッサとくしまの評価及び行政支援へのニーズ（認知度・満足度等）

(ウ) 調査項目の設定にあたっての留意事項

- a 調査の実効性（結婚等に対する意識・意欲の傾向等の的確な把握・分析、回収率の向上等）の観点から、わかりやすい表現や構成となる設問とすること。
- b 調査項目は、県の意図を踏まえ、国や他都道府県事例等を参考にしつつ、検討及び提案を行うこと。

カ 調査票等の作成

(ア) WEB 回答フォームの作成

- a 回答は、基本 WEB ページ上にて行うこととし、スマートフォンやパソコン、タブレット端末からもアクセス可能なシステムを活用した、回答用 WEB ページを作成し、運用すること。
- b サーバー等は業務受注者（又は業務受注者から委託を受けた者）が用意したものとする。
- c 作成する WEB 回答フォームは、県の校正を受けることとする。

(イ) WEB 回答フォームの作成にあたっての留意事項

- a 調査対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生を防止すること。
- b セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等への感染を防止すること。
- c 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。
- d 調査票の回答方法等に関する調査対象者からの一切の問い合わせに対応すること。

キ 調査票等の配布及び回収

上記カで作成した調査票について、配布及び回収を行うこと。また、上記ア（ア）について、受託者は調査票回収率向上のための方策を講じること。なお、有効回答数に達しないことが見込まれる場合は、適宜県と協議を行うこと。

ク 回収した調査票のデータ集計・分析等

回答内容に従って単純計算、クロス集計をし、統計表を作成するとともに、結婚等に対する意識、意欲の傾向等について、整理・分析すること。

(2) 民間結婚支援事業者の取組実態調査

民間結婚支援事業者を対象に実態調査を実施する。調査項目や内容は、業務の目的に合致した事項とし、受託者において素案を作成し県と協議の上、設定するものとする。

ア 調査対象者の選定については、次のとおりとし、県と協議の上決定するものとする。

- (ア) 県内に事業所（本店、本部等又は支店、支部等）を置き、主に結婚相談業や結婚式場紹介業を営む事業者
- (イ) 結婚や交際を希望する者に対し、イベント、パーティー等の開催を通じて出会いの機会を提供する事業を行う事業者
- (ウ) マッチングアプリ事業者

イ サンプル数

上記ア（ア）、（イ）については、合計で約 10 団体程度とし、上記ア（ウ）については約 3 団体程度とする。

ウ 調査方法

可能な限りヒアリング（対面またはオンライン）を含めたものとし、公表資料等を用いたデスクリサーチと併せて実施すること。

エ 調査項目の設定にあたっての留意事項

調査項目数や内容については、県の意図を踏まえ、国や他の都道府県事例等を参考にしつつ、検討及び提案を行うこと。

オ 調査結果の整理・分析

上記調査で収集した情報を基に、民間の結婚支援事業者の取組実態や課題等を整理し、サービス内容・料金・ターゲット層の比較分析を行うこと。

(3) 公的統計等の調査・整理

ア 公的結婚支援センター運営事業を行っている他都道府県の実施状況（事業内容及び運営体制等）や事業効果について比較・整理を行うこと。

イ 結婚支援事業の効果検証に有用な公的統計データや項目を整理すること。

(4) 分析報告書及び調査結果概要版の提出

ア 分析報告書及び調査結果概要版の原稿を作成すること。

イ 分析報告書及び調査結果概要版の原稿作成にあたっては、県と調整を図ること。

ウ 分析報告書及び調査結果概要版は、印刷物及び CD-R（Word 又は Excel で作成したデータ）で提出すること。

エ アンケート調査の経過状況及び調査結果を中間報告として、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに報告すること。

オ 最終報告として令和 8 年 12 月 25 日（金）までに報告すること。

6 経費計上に係る留意事項

本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。なお、備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

7 成果品等

事業の成果品として、次の物品を提出すること。なお、成果品に係るすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び、その他一切の権利は、徳島県に無償で譲渡する。また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(1) 成果品

ア 分析報告書（印刷したもの） 2 部

イ 分析報告書の電子ファイル（CD-R） 1 部

ウ 調査結果概要版 2 部

（印刷したもの。調査結果の概要を A 4 版 20 ページ程度にまとめたもの）

- エ 調査結果概要版の電子データファイル (CD-R) 1 部
- (2) その他の提出物 (全ての電子データファイル (CD-R) で提出)
- ア 調査票 1 部
- イ 回答内容 1 部

(3) 納品場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県子ども未来部子育て応援課次世代育成担当
電話：088-621-2178
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

8 事業完了の報告

受託者は、本事業が完了したときは、委託業務完了報告書を完了した日から10日を経過した日又は令和9年2月28日までのいずれか早い日までに県に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 県は、受託者による事業の実施が当該調査の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 県は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託者は、県の求めがあった場合は、本業務に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (5) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、他に漏らしてはならない。
- (6) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (7) 本業務の実施に伴い、県または第三者に損害を与えた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理し、賠償すること。
- (8) 本業務は子ども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上決定するものとする。